

富山県食品安全推進本部設置要綱

(目的)

第1条 富山県における食品の安全性の確保に関する事項について協議するため、富山県食品安全推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 食品の安全性の確保に関する施策に係る事項
- (2) その他食品の安全性の確保に関する必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副知事、副本部長は知事が委嘱する学識経験者、本部員は知事が委嘱する学識経験者、消費者、流通業者、製造・加工業者、生産者及び関係行政機関の職員等のほか、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 推進本部の本部長、副本部長及び本部員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、知事が招集する。

- 2 本部長は、会議を進行する。
- 3 知事は、関係者に対し推進本部の会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 推進本部は、食品の安全性の確保について、専門的かつ技術的な観点からの検討を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。なお、知事は必要に応じて部会構成員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- 4 専門部会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進本部の指示に基づく食品の安全性の確保に関する施策等の検討及び調整に関すること
 - (2) 食品の安全性の確保に関する情報の収集等に関すること
 - (3) 食品の安全に係る案件の情報交換等に関すること

(4) その他食品の安全性の確保に関する施策等の推進に必要な事項

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、農林水産部農産食品課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月17日から施行する。

2 富山県食品安全対策チーム設置運営要領（平成14年4月22日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員	生活環境文化部長 厚生部長 農林水産部長 教育次長
-----	------------------------------------

別表第2（第5条関係）

専門部会長	農林水産部参事
専門部会員	農林水産部参事 農産食品課長 生活環境文化部県民生活課くらし安全班長 厚生部健康対策室感染症対策課感染症対策推進班副主幹 〃 生活衛生課食品乳肉係長 〃 くすり政策課企画・薬事係長 農林水産部農産食品課食品安全係長 〃 農業技術課畜産振興班衛生飼料担当 〃 〃 エコ農業推進係長 〃 農村振興課中山間農業振興班鳥獣対策担当 〃 森林政策課森づくり推進班林業普及指導員 〃 水産漁港課振興係長 教育委員会保健体育課食育安全班長